

【泊発電所における保安規定違反に係る再発防止等について】

1. 21年度原子力発電所の保安活動総合評価について

ただいま、昨年8月の保安規定違反に係る再発防止の実施状況について報告頂きました。原子力安全・保安院において、新検査制度の運用がはじまり、保安活動総合評価が実施され6月に公表されました。21年度原子力発電所の保安活動総合評価ではこの保安規定違反によって、泊発電所1・2号機は「重要な課題が見出された」と五段階の下から二番目の評価となり、他電力の21基の原発とともに、基本検査の他に追加検査を要するとされたところです。

道としてはどのように受け止めているか、又追加検査についてはどのように行われ、どのような結果となっているのか伺います。

答弁者 中村 秀春 危機対策局長

(泊発電所の保安活動総合評価についてですが)

道では、泊発電所1・2号機が平成21年度に原子力施設の保安に関する事項を定めた保安規定に違反し、今回、保安活動総合評価において、「重要な課題が見出された」と評価されたことは、原子力発電所にとって安全の確保は何よりも重要であることから、遺憾なことであると考えております。

また、平成22年度の追加検査につきましては、泊原子力保安検査官事務所が、今回の保安規定違反に係る2つの根本原因に対する対策状況について確認することとしており、6月の保安検査においては、安全文化醸成活動に係る計画が策定されていることを確認したと承知しております。

## 2. 再発防止策の有効性の評価に関するアンケート調査について

報告によるとアンケートにより、意識付け教育、組織的な躰、現場の実践行動の対策活動の有効性を評価すると記載されているが、このアンケートの設問内容、対象者、取りまとめるまでの期間など具体的にどのようなものか伺います。

答弁者 池田 二郎 原子力安全対策課長

(アンケート調査についてですが、)

北電では、原子炉施設の保安に関する部署の社員を対象として、安全文化醸成活動の有効性を確認するため、2種類のアンケート調査を今年度実施することとしております。

一つは、根本原因分析を踏まえた対策活動の有効性を確認するアンケートであり、その内容としては、「自分の行動が、ルールや手順どおりかを常に問いかけているか」、「自分の行動に間違いがないかを職場の仲間に相談しているか」、「業務を行う上で疑問や不安を感じた時は、規定類を確認しているか」などを質問項目とし、9月に実施して、10月末を目途に取りまとめる予定。

もう一つは、安全文化醸成活動全体の有効性を確認するアンケートで、「安全最優先の価値観」など安全意識に関することを質問項目とし、10月から11月にかけて実施して、来年3月末を目途に取りまとめを行う予定と聞いております。

### 3. 「品質マネジメントシステムの改善」について

品質マネジメントシステムの改善に関して何点か伺います。

中国電力島根原発での機器の点検や交換において、点検していないのに、点検済みとした事例など511カ所、マニュアル不備などで点検漏れとなる機器が1160カ所あったとする重大な保安違反が公表されました。これにより島根原発1・2号機は停止しており、原子力発電の安全運転管理の信頼を大きく損ねたこと、国民生活や産業に重大な影響を及ぼす電力供給ができない状態となったわけです。

泊発電所に於いては適切に行われているとの事ではありますが、泊発電所への確認や安全安心や社会活動の影響など、道としてはどのように認識されているか伺います。

答弁者 中村 秀春 危機対策局長

(中国電力の保守管理の不備に関連したお尋ねですが、)

中国電力の島根原子力発電所において、保守管理の不備等が生じていたことを受け、国では、各原子炉設置者への保守管理の仕組みに関する確認を指示したところであり、北電では、確認の結果、島根原子力発電所と同様な問題は認められなかったところであります。

しかしながら、中国電力でこのような問題を起こしたことは、安全を第一とする原子力発電所における事業者全体の安全確保の取組に対する信頼を損ね、地域住民に不安をもたらすものであり、大変、遺憾なことと考えております。

#### 4. 「保安情報取扱マニュアル」について

品質マネジメントシステムの改善において、「保安情報取扱マニュアル」を制定し6月29日より施行となっており、この中で「QMS反映計画」(案)を作成し原子力発電安全委員会や泊発電所安全運営委員会が審査・承認することとしている。

そこで何うが、各委員会のメンバー構成はどのようになっているのか。

また、この取り組みは社内規定類の改正につながる重要なものと考えているが、本日の報告資料では分かりにくいので、もう少し具体的な手順をお聞かせ下さい。

答弁者 池田 二郎 原子力安全対策課長

(「保安情報取扱マニュアル」についてですが、)

まず、原子力発電安全委員会は、本店に設置され、そのメンバーは、原子力部長を委員長として、泊発電所長、原子炉主任技術者に加え、本店の原子力品質保証室長などで構成されており、また、泊発電所には泊発電所安全運営委員会が設置され、そのメンバーは、泊発電所長を委員長として、原子炉主任技術者、品質保証室長や運営課長などで構成されております。

次に「保安情報取扱マニュアル」についてですが、このマニュアルは、発電所の運転に関して、保安上重要な情報を入手した場合に、品質マネジメントシステムに確実に反映させるための手順を明確にすることを目的としたものであります。

具体的な反映手順としては、

- ① まず、保安上重要な情報を入手した部署が関係部署を招集し、品質マネジメントシステムへ反映する計画の案を作成し、原子力発電安全委員会又は泊発電所安全運営委員会の承認を得ること
- ② 次に、承認された反映計画に従って、担当部署が社内規程類を改正するとともに、関係者に教育と理解度の確認を行うこと
- ③ そして、反映計画に定められた時期に、改正した社内規定類の運用状況を確認し、必要があれば、反映計画を見直し、委員会に報告すること

となっており、内容によっては、保安規定の変更もあり得ると聞いております。

## 5. 追加の地質調査の実施について

泊発電所に関連して、泊発電所の耐震安全性評価について伺います。

平成18年9月に国が「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を改訂し新指針による耐震安全性の評価をするように指示し、平成19年7月に再度新潟県中越沖地震による柏崎刈羽発電所から得られた知見を反映して耐震安全性評価を行うよう指示され、泊発電所では、基準地震動を370ガルから1.5倍の550ガルに上げ耐震安全性評価を行い、平成20年に3号機、平成21年に1・2号機の評価結果が国に報告・公表されたところ  
です。

今年2月に、北電が追加の地質調査を実施し、6月に結果を公表していますが、どのような経緯で追加調査となったのか、又他の地域でもこのような事があったのか伺います。

答弁者 池田 二郎 原子力安全対策課長

(北電の耐震安全性についてであります、)

北電では、国の新しい耐震設計審査指針に照らして、評価を行い、地質調査結果を含む耐震安全性評価結果を、平成21年3月までに、国に報告したところであり、現在、国で審議されているところです。

また、追加の地震調査についてですが、北電では、この評価が適切であると考えているが、積丹半島西岸部の泊村付近から神恵内村付近までの約12万5千年前の海成段丘面等に関する評価の客観性をより高めることを目的に、更なるデータの拡充を図るため、本年2月に追加の地質調査を開始し、6月にこれまでの評価結果を裏付ける調査結果をとりまとめたところでありまして、今後、この調査結果を含めた耐震安全性評価の妥当性について、国の委員会等において説明していくと承知しております。

次に、他の電力会社による追加の地質調査の状況等についてですが、国の審議状況等を踏まえ、中国電力や東北電力などで追加調査が実施されている他、昨年8月の駿河湾地震を踏まえて、中部電力では追加調査が実施されていると聞いております。

## 6. 原子力安全・保安院の現地調査について

昨年の10月大きな見出しで「泊原発沖に活断層か」と各紙で記事にしておりました。不安に思われた方々も多数おられたと思いますが、追加調査によってこれまでの北電の評価をさらに裏付ける結果が確認されたとしており、7月17・18日と原子力安全・保安院が現地調査を実施しているが、この調査はどのような趣旨のものだったのか伺います。

答弁者 池田 二郎 原子力安全対策課長

(原子力安全・保安院の現地調査についてですが、)

先ほどお答えしたとおり、原子力安全・保安院では、北電から提出された耐震安全性評価の結果について、現在、その内容確認の作業を行っているところです。

今回の現地調査は、原子力安全・保安院の確認作業の一貫として、実施されたものと承知しております。

## 7. 国の耐震安全性評価について

追加の調査以前に、先に申し上げましたが、泊発電所の耐震安全性評価結果について、3号機は平成20年10月、1・2号機は平成21年3月に、国に報告・公表されている。随分と年月が立っているのですが、国の評価結果が出ていない現状です。昨年4月の委員会で「耐震安全性に関する信頼の一層の向上を図るため、速やかに泊発電所の耐震安全性評価について、厳正な確認を行い、それらの結果について、わかりやすい形で公表するよう原子力発電関係団体協議会などを通じて、国に対して要望している」としてはいますが、こんなに時間がかかるものなのか。また、泊発電所に係る国の審議状況と耐震安全性評価についての道の考え方を伺います。

答弁者 中村 秀春 危機対策局長

(国の耐震安全性評価についてですが、)

原子力安全・保安院では、耐震安全性の一層の向上を図る観点から、「新耐震設計審査指針」に照らした耐震安全性の再確認を行うよう、平成18年9月に原子力事業者に対して指示したところです。

原子力安全・保安院では、事業者が実施した耐震安全性評価の結果について、耐震・構造設計小委員会の下に設置した各ワーキンググループ及びサブグループにおいて、関連する分野の専門家による審議を経て、厳正に確認するとしており、現在までに審査を終了したのは、原子力発電所55基のうち3基となっています。

北電の耐震安全性評価結果については、現在、原子力安全・保安院において、耐震・構造設計小委員会の専門家に意見を聞きながら、その内容確認の作業を行っているとお聞きしております。

道としては、原子力安全・保安院に対し、これまで、泊発電所の耐震安全性評価について、速やかに厳正な確認を行い、その結果について、わかりやすい形で公表するよう原子力発電関係団体協議会などを通じて要望しており、今後も、強く要望して参る。

《指摘》

保安情報取扱マニュアルによって、各部署に於いて保安上の重要な情報の入手があった際、定められた作業にのっとり「QMS 反映計画」（案）を作成する事が常に行われている事、それを原子力発電安全委員会や泊発電所安全運営委員会で審議し関係する規定類に反映させると理解しました。

今回策定した保安情報取扱マニュアルは、大変重要なシステムであり、保安規定の変更に及ぶこともあると思います。しっかりと進められ地域に信頼される安全安心な原子力発電所であること、又、今年度の安全活動総合評価においては21年度のような評価にならないよう道もしっかり対応するよう申し上げ質問を終わります。